

## その他の規律の見直しに関する論点の検討（２）

## 第１ 社外取締役の行為の業務執行該当性

社外取締役の行為に関して、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合において、社外取締役が株式会社の業務（業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務を除く。）を執行することが相当と認めるときは、株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、社外取締役に対して、当該業務を執行することを委託することができるものとする。
- (2) (1)の場合において社外取締役が株式会社から委託された当該業務（以下「特定受託業務」という。）を執行したことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

## （補足説明）

- 1 第一読会においては、社外取締役の行為に関して、株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合において、社外取締役が株式会社の業務に関する行為（業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務に関する行為を除く。）をすることが相当と認めるときのみを対象として本文のような規律を設けることについて検討を行った（[会社法制（企業統治等関係）部会資料](#) | 6 第2）。第一読会においては、社外取締役に期待される行為について、いわゆるセーフ・ハーバーとして、このような規律を設けることは有用であるという意見が多く出されたが、社外取締役の業務執行者からの独立性が害されないのであれば、当該規律の対象を株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合に限定する必要はないのではないかという意見や、当該規律の対象を限定的にすると、反対解釈として、株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合以外の場合における社外取締役の行為が「当該株式会社の業務を執行した」に当たると解釈されることを懸念する意見等が出された。

本文は、第一読会における議論等を踏まえ、「株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき」を例示とし、その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合において、社外取締役が株式会社の業務（業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務を除く。）を執行することが相当と認めるときは、株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、社外取締役に対して、当該業務を執行することを委託することができるものとし、この場合において社外取締役が特定受託業務を執行したことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会

社の業務を執行した」に当たらないものとする規律を設けることについて、どのように考えるかを問うものである。

- 2 「業務を執行した」の意義については、社外取締役の要件との関係では、取締役が継続的に業務に関与するか、又は代表取締役等の業務執行機関に従属的な立場で業務に関与した場合のみ、「業務を執行した」こととなると解すれば十分であって、特定の事項について、会社から委託を受けて、業務執行機関から独立した立場で一時的に業務に関与することは、「業務を執行した」こととはならないと解することができるのではないかという見解があるが（会社法（企業統治等関係）部会資料|6| 第2（補足説明）参照）、その具体的な外延については、解釈に委ねられており、必ずしも明確でない。取り分け、マネジメント・バイ・アウトや現金を対価とする少数株主の締出し（キャッシュ・アウト）等の場面において、実務上、取引の公正さを担保する措置として、対象会社の社外取締役が、対象会社の独立委員会の委員として、当該マネジメント・バイ・アウト等の検討を行うにとどまらず、交渉等の対外的行為を伴う活動を行う場合等があり、株式会社と業務執行者その他の利害関係者との間の利益相反を監督することが期待されている社外取締役がこのような行為をすることは会社法の趣旨にかなうと考えられるが、第一読会においては、これが「業務を執行した」に該当し、当該行為をした社外取締役は社外性を失うという主張がされる可能性はあるという意見や、実際上の必要性からこのような行為をすることは「業務を執行した」に当たらないという解釈がされているものの、そのような解釈が「業務を執行した」の文言から導かれるかどうかなどについては、疑問があり得るという意見が出された。そこで、仮に、社外取締役の行為が株式会社の業務の執行に該当する場合であっても、当該行為が業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務の執行でなく、株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合において、社外取締役が当該業務を執行することが相当と認めて株式会社が委託した特定委託業務の執行であるときは、当該社外取締役が社外取締役の要件を満たさないこととはならないものとするという規律を設けることが考えられる。

なお、本文の規律は、あくまでセーフ・ハーバーであって、本文の規律を設けることによって、現行法の解釈上「業務を執行した」に該当しないと考えられている社外取締役の行為を新たに「業務を執行した」に該当するものとするを意図するものではない。

## 第2 議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限

議決権行使書面の閲覧謄写請求（会社法第311条第4項）に関して、どのような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。
- (2) 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

【A案】 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

【B案】 当該請求を行う株主が会社法第830条第1項又は第831条

第1項第1号の規定による請求に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(注) 仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求について本文のような規律を設ける場合には、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求(会社法第312条第5項)並びに代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求(同法第310条第7項)に関しても議決権行使書面の閲覧謄写請求についての規律と同様の規律を設けることで、どうか。

(補足説明)

1 第一読会においては、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限の要否について検討を行った(会社法制(企業統治等関係)部会資料|7 第2)。第一読会においては、濫用的な行使に対応するための規律を整備することも考えられるという意見が出されたが、その具体的な方策については様々な意見が出された。本文は、第一読会における議論等を踏まえ、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使を制限するための措置として、議決権行使書面の閲覧謄写請求に関して、会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとし、株式会社は、同項の請求があったときは、一定の拒絶事由に該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする規律を設けることについて、どのように考えるかを問うものである。

2 第一読会においては、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使による弊害が生じた事例として、株式会社において長期間に及ぶ対応を要する閲覧謄写請求が頻繁にされ業務への多大な負担が生じた事例や、議決権行使書面の閲覧謄写によって取得した情報に基づいて、過去に自らが提案した株主提案議案に賛成した他の株主を特定し、当該他の株主に株主提案の共同提案者となることや経済的な支援の依頼がされたことについて、当該他の株主から株式会社に対して抗議がされた事例が指摘された。どのような場合が濫用的な閲覧謄写請求権の行使に当たるかについては別途検討することが必要となるが(3(1)参照)、仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使を制限するための規律を設けるものとする場合には、議決権行使書面の閲覧謄写請求に関して、拒絶事由を明文で定めることが考えられる。

なお、第一読会においては、議決権行使書面が何万通も提出される上場会社については、裁判所が選任した第三者や株主名簿管理人が、議決権行使書面が適法に集計されているかな

どを確認することとしてはどうかという意見も出された。しかし、株主の数や議決権行使書面が提出される数は、会社によって、また、同一の会社でも株主総会によって、様々であると考えられるところ、仮に、このような規律を設けるものとする場合には、株主に議決権行使書面の閲覧謄写を認めることと第三者による確認に委ねることとのいずれが適切かに関する適切な基準について検討することが必要となると考えられる。また、仮に、裁判所が選任した第三者による確認に委ねるものとする場合には、当該第三者の費用の負担をどのように分担するか、他の書面等の閲覧謄写請求に関する規律との整合性、株主総会検査役の選任（会社法第306条第1項）と同様に少数株主権とするか否かなどについても検討することが必要となると考えられる。他方で、仮に、株主名簿管理人による確認に委ねるものとする場合には、株式会社において議決権行使書面が適法に集計されているかどうかの問題となっている場合において、その調査を株式会社から委託を受けて株主名簿に関する事務を行っている株主名簿管理人に委ねることが適切かどうかなどについても検討することが必要となると考えられる。

3 本文(2) から までは、議決権行使書面の閲覧謄写請求に関する具体的な拒絶事由を提案するものである。

(1) 本文(2)

A案は、請求者の範囲を除き、株主名簿の閲覧謄写請求について定めた会社法第125条第3項第1号と同様に、議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときを議決権行使書面の閲覧謄写請求についての拒絶事由の一つとする案である。A案による場合には、株主名簿の閲覧謄写請求に関する拒絶事由を定めた同号の解釈と同様の解釈が妥当し、例えば、実務上、株主が少数株主権の行使のために必要な持株要件を充足するために他の株主を募る目的や、株主総会の議案について委任状の勧誘を行う目的で、閲覧謄写請求権を行使する場合も多いと考えられるが、これらの場合には、株式会社は、当該請求を拒むことができないこととなると考えられる。

B案は、議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う株主が会社法第830条第1項又は第831条第1項第1号の規定による請求に関する調査以外の目的で請求を行ったときを議決権行使書面の閲覧謄写請求についての拒絶事由の一つとする案である。B案による場合には、A案による場合とは異なり、株主が少数株主権の行使のために必要な持株要件を充足するために他の株主を募る目的や、株主総会の議案について委任状の勧誘を行う目的で、閲覧謄写を請求した場合には、株式会社は、会社法第830条第1項又は第831条第1項第1号の規定による請求に関する調査以外の目的で閲覧謄写を請求した場合に当たるものとして、当該請求を拒むことができることとなると考えられる。

議決権行使書面の閲覧謄写請求は、株主の意思に基づかない議決権行使や、議決権行使書面による投票が採決に正確に反映されないといった瑕疵のある処理を防ぎ、株主総会の決議が適法かつ公正にされることを担保するための制度であり、議決権行使書面の閲覧謄写請求権は、その後に予定された株主総会の決議の取消し等を訴えをもって請求するために定められた手続的権利であると考えられる。そして、そのような制度趣旨と離れた目的で議決権行使書面の閲覧謄写を請求することは権利の濫用であって認めるべきではないと

考えれば、B案が適当であるとする考え方があり得る。

他方で、議決権行使書面の備置期間は、株主総会の決議の取消しの訴えの提起期間に合わせて株主総会の日から3か月間とされており、その閲覧謄写請求も当該備置期間内に限り認められると考えられている。また、議決権行使書面の閲覧謄写請求権者も、株主総会において決議をした事項につき議決権を行使することができた株主に限られている。このように、議決権行使書面の閲覧謄写請求については、その制度趣旨からの一定の制約が既に設けられており、制度趣旨の観点からこれを更に制限する方向での立法的手当てを行うことは、現行法上禁止されているとまでは言えない株主による権利行使を制限することとなるため、慎重な検討が必要であるとも考えられる。また、第一読会においては、議決権行使書面の閲覧謄写によって取得した情報に基づいて、他の株主に対して連絡がされたという事例が指摘されたが、会社法上、株主の住所は議決権行使書面に記載すべき事項とされておらず（会社法施行規則第66条第1項参照）、実務上も、議決権行使書面に株主の住所を記載しないという対応がとられている例もあることを踏まえると、プライバシー保護の観点から会社法上の手当てをする必要性は高くないとも考えられる。このように考える場合には、B案のように議決権行使書面の閲覧謄写請求を拒むことができる場面を広げる必要はなく、A案が適当であるとする考え方もあり得る。

(2) 本文(2) から まで

株主名簿の閲覧謄写請求についての拒絶事由を定めた会社法第125条第3項第2号から第4号までの趣旨は、議決権行使書面の閲覧謄写請求についても妥当すると考えられる。そこで、本文(2) から までのように、請求者の範囲を除き、同各号と同じ事由を、議決権行使書面の閲覧謄写請求についての拒絶事由とすることが考えられる。

- 4 (注)は、仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求について本文のような規律を設ける場合には、そのような規律を設ける趣旨は、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求並びに代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求についても同様に妥当すると考えられるため、これらの閲覧謄写請求についても同様の規律を設けることを提案するものである。

### 第3 他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付

**別紙**のような規律を設け、株式会社（以下「株式交付親株式会社」という。）は、他の会社（外国会社を含み、当該株式会社の子会社を除く。以下「株式交付子会社」という。）の株式その他の持分（以下単に「株式」という。）の取得により株式交付子会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式を取得するのと引換えに当該株式を有する者に対して株式交付親株式会社の株式を交付すること（以下「株式交付」という。）ができるものとするについて、どのように考えるか。取り分け、以下の1から5までに掲げる各規律について、どのように考えるか。

（補足説明）

1 第一読会においては、株式会社が株式交付をすることができるものとするについて検討を行い(会社法制(企業統治等関係)部会資料|7 第3),これに賛同する意見が多く出されたが、具体的な規律の仕方については更に検討が必要ではないかとの意見も出された。本文は、第一読会における議論等を踏まえ、仮に、株式交付に関する規律を設けるものとする場合におけるより具体的な規律の内容について、どのように考えるかを問うものである。

2 株式交付は、いわば部分的な株式交換として、親子会社関係がなかった株式交付親株式会社と株式交付子会社との間に親子会社関係が創設される組織法上の行為と位置付けられることを想定している。したがって、株式交付については、その性質上、株式交換に関する規律とは異なる規律とすることが適当であると考えられるものを除き、基本的に株式交換に関する規律と同様の規律を設けることが考えられる。

なお、別紙3(1)及び(2)のとおり、株式交付を行う場合には、株式交付親株式会社において原則として株主総会の特別決議を要し、これに不服のある株式交換親株式会社の反対株主には株式買取請求権を付与するものとしているため、株式交付については、株式交換の場合と同様に、会社法第199条第3項及び同項の適用を前提とした有利発行規制も適用されないことを前提にしている。

3 第一読会においては、株式会社は、他の会社を新たにその子会社としようとする場合に限らず株式交付ができるものとしてはどうかという意見や、株式会社が既にその子会社である他の会社の株式を買い増す場合にも株式交付ができるものとしてはどうかという意見も出された。しかし、株式交付は、親子会社関係がなかった株式交付親株式会社と株式交付子会社との間に親子会社関係が創設される点で、組織法上の行為と位置付けられ、会社法第199条第1項の募集により株式を発行する場合と異なる規律が適用されることが基礎付けられると考えられる。そこで、株式交付をすることができるのは、株式交付親株式会社が、株式交付により株式交付子会社を新たにその子会社としようとする場合に限るものとすることが考えられる。

#### 1 取得する株式交付子会社の株式の数の下限の定め

株式交付親株式会社が取得する株式交付子会社の株式の数の下限は、株式交付がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)において株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親株式会社が自己(その子会社等を含む。)の計算において所有している議決権の数の割合が2分の1を超えることとなるように定めなければならないものとする(別紙1(3))。

(補足説明)

本文は、株式交付親株式会社が取得する株式交付子会社の株式の数の下限は、効力発生日において株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親株式会社が自己(その子会社等を含む。)の計算において所有している議決権の割合が2分の1を超えることとなるように定めなければならないものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

第一読会においては、「株式交付子会社をその子会社としようとする場合」という要件について、株式交付子会社の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割

合が100分の40以上である場合であって、会社法施行規則第3条第3項第2号イからホまでのいずれかの要件に該当することとしようとするときにも、当該要件を満たすものとするか否かを明確にしておく必要があるのではないかという意見が出された。株式交付については、現物出資財産に係る検査役の調査(会社法第207条)、募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任(同法第212条、第213条)に相当する規律の適用はないものとする(別紙2(9))ことを含め、会社法第199条第1項の募集により株式を発行する場合とは適用される規律が異なるため、株式交付に関する規律の対象となる株式の交付の範囲は、本文のように、客観的かつ形式的な基準によって定めることが考えられる。

## 2 株式交付において取得する株式交付子会社の株式等

株式交付親株式会社は、株式交付において株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権及び新株予約権付社債(以下「新株予約権等」という。)を取得することができるものとする(別紙1(1))。

(補足説明)

本文は、株式交付親株式会社は、株式交付において株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を取得することができるものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

株式交付後に株式交付子会社の新株予約権が残存していると、当該新株予約権が行使されたときに、株式交付により創設された株式交付親株式会社と株式交付子会社との間の親子会社関係が崩れる結果となる可能性がある。また、株式交付については、別途金融商品取引法上の公開買付規制や発行市場規制の適用があり得ることを前提としており、公開買付規制上、いわゆる全部勧誘義務及び全部買付義務が発生し、新株予約権等についても公開買付けで買い付けることが義務付けられる場合もあり得る。そして、このような場合における対応として、株式交付親株式会社が、株式交付の手続によって株式交付子会社の新株予約権等も同時に取得することを望む場合もあり得ると考えられる。もっとも、株式交付は、株式交付親株式会社が株式交付子会社の株式の取得により株式交付子会社をその子会社としようとする場合を想定しており、株式交付により株式交付子会社の株式を全く取得しない場面は想定していない。そこで、株式交付親株式会社は、株式交付子会社の株式と併せて取得する場合には、株式交付において株式交付子会社の新株予約権等を取得することができるものとすることが考えられる。

## 3 株式交付子会社の株式等と引換えに交付する対価

株式交付親株式会社は、株式交付において株式交付子会社の株式又は新株予約権等を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式と併せて株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付することができるものとする(別紙1(1)、八)。

(補足説明)

1 本文は、株式交付親株式会社は、株式交付において株式交付子会社の株式又は新株予約権

等を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式と併せて株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付することができるものとするものについて、どのように考えるかを問うものである。

株式交付は、いわば部分的な株式交換として組織法上の行為であると位置付けられることを想定しているが、株式交換においては、株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して何らの対価も交付しないことも、株式交換完全親株式会社の株式に代わる金銭等を交付することもでき（会社法第768条第1項第2号柱書き、口からホまで）、株式交付についても、この点で差異を設ける必要は基本的にはないと考えられる。もっとも、株式交付は、一定の要件を満たす場合には、株式交付子会社の株式を取得するのと引換えにする株式の交付について、株式交付親株式会社において会社法第199条第1項の募集によらずに、株式を交付することができるものとするものであり、株式交付により株式交付親株式会社の株式を全く交付しない場面は想定していない。そこで、株式交付親株式会社は、株式交付子会社の株式を取得するのと引換えに交付する対価の一部に株式交付親株式会社の株式が含まれる場合には、取得する株式又は新株予約権等の対価として株式交付親株式会社の株式と併せて当該株式以外の財産を交付すること及び取得する新株予約権等について何らの対価を交付しないことができるものとするのが考えられる。なお、株式交換の場合において株式交換の対価として株式交換完全子会社の株主等に株式交換完全親株式会社の社債又は新株予約権等を交付する場合と同様に、株式交付親株式会社が、株式交付子会社の株式又は新株予約権等1個を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の社債又は新株予約権等を交付するときについても、別途これらの発行の手続をとることを要しないことを前提としている。

- 2 仮に、株式交付親株式会社は、株式交付において株式交付子会社の株式又は新株予約権等を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式と併せて株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付することができるものとする場合には、株式交付親株式会社において財産の流出が生じ、債権者が害されるおそれが生じ得るため、原則として株式交付親株式会社における債権者保護手続を要求することが考えられる（別紙3(3)）。

#### 4 簡易株式交付

株式交付については、株式交換に準じた簡易手続に関する規律を設けるものとする（別紙3(1)イ、(2)ただし書）。

（補足説明）

本文は、株式交付については、株式交換に準じた簡易手続に関する規律を設けるものとするものについて、どのように考えるかを問うものである。

前記第3（補足説明）2のとおり、株式交付については、いわば部分的な株式交換として、基本的に株式交換に関する規律と同様の規律を設けることが考えられる。なお、いわゆる簡易要件についても、株式交換に準じて、株式交付子会社の株主に対して交付する株式交付親株式会社の株式その他の財産の価額の株式交付親株式会社の純資産額に対する割合によって定めることが考えられる。

## 5 株式交付子会社の手続

株式交付子会社においては、株式交付について、株主総会の決議や取締役会の決議等の特段の手続を要しないものとする（別紙4）。

（補足説明）

1 本文は、株式交付子会社においては、株式交付に関して、株主総会の決議や取締役会の決議等の特段の手続を要しないものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

株式交付においては、株式交付子会社の株主等は、自らの申込みに基づいて、自らが有する株式交付子会社の株式又は新株予約権等を株式交付親株式会社に対して譲り渡すものとするを想定している（別紙2(2)）。したがって、株式交付においては、株式交換においてと異なり、株式交付子会社において株主総会の決議を要求するなどの株主の保護に関する手続を要するものとする必要はないと考えられる。また、株式交付においては、株式交付子会社の株式及び新株予約権等が株式交付親株式会社に譲り渡されるのみであるため、株式交付子会社において債権者異議手続等を要求するなどの債権者の保護に関する手続を要するものとする必要もないと考えられる。

2 第一読会においては、株式交付において自らが有する株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡さない株式交付子会社の株主等の保護を図るという観点から、株式交付子会社において株主総会の決議を要するものとしてはどうかという意見も出された。もっとも、この点については、別途適用があり得る公開買付規制や株式交付子会社の株式等の譲渡制限に関する規律をもって対応され得る問題であるとも考えられ、株式交付においてこれらの既存の規律に加えて手当をすることについては、株式の譲渡等に関する従来の規律との整合性等について慎重な検討が必要であると考えられる。

## 株式交付に関する規律の概要

### 1 株式交付親株式会社が定めなければならない事項

- (1) 株式交付親株式会社は、株式交付をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

株式交付子会社の商号及び住所

取得する株式交付子会社の株式の内容及びその数の下限

株式交付子会社の株式1個を取得するのと引換えに交付する株式交付親株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数。口において同じ。）又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項

株式交付子会社の株式1個を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式と併せて株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の種類に応じ、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等

株式交付子会社が種類株式発行会社である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容及び、及びの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を取得するときは、次に掲げる事項

イ 当該新株予約権等の内容及びその数又は額

ロ 当該新株予約権等1個を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式を交付するときは、当該株式交付親株式会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項

ハ 当該新株予約権等1個を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の種類に応じ、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等

株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）

効力発生日

- (2) (1)の事項は、株式交付ごとに、均等に定めなければならないものとする。
- (3) 株式交付親株式会社が取得する株式交付子会社の株式の数の下限は、効力発生日において株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親株式会社が自己（その子会社等を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合が2分の1を超えることとなるように定めなければならないものとする。

## 2 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の取得に関する手続

- (1) 株式交付親株式会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者及び株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を取得するときは、当該新株予約権等の新株予約権者（新株予約権付社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者を含む。以下同じ。）に対して、1(1) から までの事項その他法務省令で定める事項を通知しなければならないものとする。
- (2) 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡しの申込みをする者は、譲り渡そうとする株式及び新株予約権等の数その他の事項を記載した書面を株式交付親株式会社に交付しなければならないものとする。
- (3) 株式交付親株式会社は、(2)による申込みをした者（以下「申込者」という。）から取得する株式交付子会社の株式の数の総数が取得する株式の数の下限を下回らない範囲内で、申込者から取得する株式の数を、申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。
- (4) 株式交付親株式会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から取得する株式及び新株予約権等の数を通知しなければならないものとする。ただし、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が取得する株式の数の下限に満たない場合は、この限りでないものとする。
- (5) (4)のただし書に規定する場合には、株式交付親株式会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。
- (6) 申込者は、効力発生日に、株式交付親株式会社が(4)により通知した数の株式及び新株予約権等を給付しなければならないものとする。
- (7) 効力発生日において株式交付親株式会社が(6)による給付を受けた株式の総数が取得する株式の数の下限以上である場合には、(6)による給付をした申込者は、効力発生日に、株式交付親株式会社の株主又は株式交付子会社の株式又は新株予約権等を取得するのと引換えに株式交付親株式会社の株式以外の財産を交付する旨の定めがある場合には、当該定めに従い、株式交付親株式会社の社債の社債権者及び株式交付親株式会社の新株予約権等の新株予約権者となるものとする。
- (8) 効力発生日において株式交付親株式会社が(6)による給付を受けた株式の総数が取得する株式の数の下限に満たない場合において、株式交付親株式会社が(6)による給付を受けた株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親株式会社は、当該株式及び新株予約権等を申込者に返還しなければならないものとする。
- (9) 株式交付については、現物出資財産に係る検査役の調査（会社法第207条）、募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任（同法第212条、第213条）に相当する規律の適用はないものとする。

## 3 株式交付親株式会社のその他の手続

(1) 株主総会

ア 1(1) から までに掲げる事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならないものとする。

イ アの規定は、株式交付子会社の株主に対して交付する株式交付親株式会社の株式その他の財産の価額の株式交付親株式会社の純資産額に対する割合が5分の1（これを下回る割合を株式交付親株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

株式交付親株式会社が株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等（株式交付親株式会社の株式、社債及び新株予約権等を除く。）の帳簿価額が株式交付親株式会社が取得する株式交付子会社の株式の額として法務省令で定める額を超える場合

株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が株式交付親株式会社の譲渡制限株式である場合であって、株式交付親株式会社が公開会社でない場合

一定数の株式を有する株式交付親株式会社の株主が一定の期間内に株式交付に反対する旨を株式交付親株式会社に対し通知した場合

（注）株式交付親株式会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についてと同様の規律を設けるものとする。

(2) 反対株主による株式買取請求

株式交付をする場合には、株式交付親株式会社の反対株主は、株式交付親株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることができるとを請求することができるものとする。ただし、(1)イに規定する場合（(1)イ から までに規定する場合を除く。）は、この限りでないものとする。

(3) 債権者異議手続

株式交付をする場合において、株式交付子会社の株式及び新株予約権等と引換えに交付する金銭等が、株式交付親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親株式会社の債権者は、株式交付親株式会社に対し、株式交付について異議を述べるることができるものとする。

(4) 事前開示事項を記載した書面等の本店備置き等

株式交付親株式会社における事前開示事項を記載した書面等の本店備置き及び事後開示事項を記載した書面等の本店備置き、株式交付親株式会社の株主による差止請求並びに株式交付親株式会社の株主等による株式交付無効の訴えについては、株式交換における株式交換完全親株式会社についてと同様の規律を設けるものとする。

4 株式交付子会社の手続

株式交付子会社においては、株式交付について、株主総会の決議や取締役会の決議等の特段の手続を要しないものとする。